

要綱案のたたき台(2)

第 1 養子となる者の年齢要件等の見直し

特別養子縁組における養子となる者の年齢に関する規律を次のように改めるものとする。

- 1 養子となる者の年齢は、原則として、特別養子縁組の成立の審判の〔申立て〕〔確定〕の時に 15 歳未満でなければならない。
〔2 次の要件を充足する場合には、15 歳以上の者であっても、養子となることができる。
 - (1) 特別養子縁組の成立の審判の確定時に 18 歳以上でないこと
 - (2) 15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていること
 - (3) 15 歳に達するまでに特別養子縁組の成立審判の申立てがされなかったことについてやむを得ない事由があること〕〕
〔3 養子となる者が 15 歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、養子となる者のその縁組についての同意がなければならない。〕

第 2 特別養子縁組の成立に係る規律の見直し

特別養子縁組の成立に係る規律を次のように改めるものとする。

1 第 1 段階の審判手続に係る規律

- (1) 家庭裁判所は、養子となるべき者がア及びイの要件のいずれにも該当することを確認する審判（第 1 段階の審判）をすることができる。
 - ア 「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合」（民法第 817 条の 7）に該当すること。
 - イ 養子となるべき者の父母（以下「実親」という。）それぞれが次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 民法第 817 条の 6 本文の同意をしているとき。
 - (イ) 「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」（民法第 817 条の 6 ただし書）に該当するとき。
- (2) 第 1 段階の審判事件は、申立人又は養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
- (3) 第 1 段階の手続の申立権者は、特別養子縁組の成立審判の申立て（第 2 段階の手続の申立て）をしている者（養親となるべき者）とする（注

- 1, 2)。
- (4) 第1段階の手續の申立てを認容する審判は、養子となるべき者の出生から2か月が経過した後でなければすることができない。
- (5) 第1段階の手續において、申立人、養子となるべき者及び実親は、未成年者又は制限行為能力者であっても、自ら手續行為をすることができる。
- (6) 上記(1)イ(7)の同意は、以下のア及びイのいずれにも該当する場合には、撤回することができない。ただし、その同意をした日から2週間を経過するまでの間は、その同意を撤回することができる。
- ア 養子となるべき者の出生の日から2か月を経過した後にされたものであること。
- イ 以下のいずれかに該当するものであること。
- (7) 家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであるとき。
- (イ) 第1段階の審判手續に係る審問の期日においてされたものであるとき。
- (7) 家庭裁判所は、第1段階の手續の申立てを認容する審判をする場合には、あらかじめ、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、イに掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。
- ア 養子となるべき者（15歳以上のものに限る。）
- イ 実親
- ウ 養子となるべき者に対して親権を行使する者及び養子となるべき者の未成年後見人
- エ 実親に対して親権を行使する者
- (8) (7)イ及びエの例外として、実親の所在が知れないときは、実親及び同人に対して親権を行使する者の陳述を聴くことを要しない。
- (9) 家庭裁判所は、第2段階の手續の申立てを却下する審判が確定したとき、又は申立人がその申立てを取り下げたときは、第1段階の手續の申立てを却下することができる。
- (10) 家庭裁判所は、第1段階の手續の申立てを却下する審判をする場合には、あらかじめ、養子となるべき者に対して親権を行使する者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならない。
- (11) 第1段階の審判は、家事事件手続法第74条第1項に規定する者（申立人、利害関係参加人、審判を受ける者（養子となるべき者及び実親））のほか、(7)ウ及びエに掲げる者に告知しなければならない。
- (12) 第1段階の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して養子となるべき者の利益を害すると認める場合には、

養子となるべき者に告知することを要しない。

- (13) 実親が知れないときは、実親及びその後見人等実親に対して親権を行使する者に対しては、第1段階の審判を告知することを要しない。
- (14) 以下のア及びイに掲げる審判に対しては、ア及びイに掲げる者は、即時抗告をすることができる。
 - ア 第1段階の手続の申立てを認容する審判 養子となるべき者及び実親
 - イ 第1段階の手続の申立てを却下する審判 申立人

(注1) 第1段階の手続については、児童相談所長も申し立てることができる旨の規定を児童福祉法に設ける。

(注2) 養親となるべき者が第1段階の手続の申立てをした場合には、児童相談所長は、家庭裁判所の許可なく第1段階の手続に参加することができる旨の規定を児童福祉法に設ける。

2 第2段階の審判手続（特別養子縁組の成立の審判手続）に係る規律

- (1) 第2段階の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
- (2) 第2段階の手続の申立ては、第1段階の審判が確定してから6か月が経過するまでにしなければならない。
- (3) 実親は、第2段階の手続において、養子となるべき者を代理して手続行為をすることができない。
- (4) 実親は、第2段階の手続に参加することができない。ただし、実親の配偶者が単独で、又は実親と共に養子となるべき者との間の第2段階の手続の申立てをしている場合には、当該実親は、第2段階の手続に参加することができる。
- (5) 第2段階の審判事件（これを本案とする保全処分についての審判事件を含む。）の手続においては、養親となるべき者並びに養子となるべき者及び実親（(4)のただし書により第2段階の手続に参加することのできる者に限る。）は、未成年者、制限行為能力者であっても、自ら手続行為をすることができる。
- (6) 家庭裁判所は、第2段階の審判をする場合には、あらかじめ、養子となるべき者（15歳以上のものに限る。）の陳述を聴かななければならない。
- (7) 第2段階の手続の申立てを認容する審判は、養子となるべき者について第1段階の手続の申立てを認容する審判がされ、その審判が確定した後でなければならない。
- (8) (7)の例外として、家庭裁判所は、第2段階の手続の申立てを認容する審判を、第1段階の手続の申立てを認容する審判と同時にすることができる。この場合においては、第2段階の手続の申立てを認容する審判は、

第1段階の手續の申立てを認容する審判が確定するまでは効力を生じない。

- (9) 第2段階の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合は、その者に告知することを要しない。ただし、養子となるべき者が15歳以上の場合には、第2段階の審判を告知しなければならない。
- (10) 第1段階の手續の申立てを認容する審判がされる場合には、その審判における1(1)ア及びイの要件についての判断については、当事者及び参加人は、第2段階の手續において争うことができず、第2段階の審判事件の係属する裁判所は、第2段階の審判をする時点においても1(1)ア及びイの要件が充足されているものとしてその審判をしなければならない。
- (11) 第2段階の審判は、実親に告知することを要しない。ただし、住所又は居所が知れている実親に対しては、審判の主文及び年月日を通知しなければならない。また、(4)のただし書により第2段階の手續に参加することのできる実親に対しては、申立人に対するのと同様に審判を告知しなければならない。
- (12) 以下のア及びイに掲げる審判に対しては、ア及びイに定める者は、即時抗告をすることができる。
- ア 第2段階の手續の申立てを認容する審判 養子となるべき者
イ 第2段階の手續の申立てを却下する審判 申立人
- (13) 養子となるべき者が第2段階の審判に対する即時抗告をすることができる期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（その日が2日以上あるときは、そのうち最も遅い日）から進行する。ただし、養子となるべき者が15歳以上である場合には、即時抗告の期間は、その者に第2段階の審判が告知された日から進行する。